

「イエローカード作戦」について(詳細版)

1 目的

飼い主に犬のふんの処理についてマナー向上を働きかけるための取り組みです。

つくば市では平成19年11月に制定した「きれいなまちづくり条例」の中で犬のふん放置禁止を掲げ、啓発活動に取り組んできましたが、一部のマナーの悪い方のふんの放置に対し、お困りの声があがっています。

この活動は放置されたふんの横にイエローカードを設置することにより、地域ぐるみで犬のふん放置を監視していることを飼い主に認識させ、飼い方のマナーの向上と犬のふんの放置がなくなることを目指します。

2 対象者

当該活動に賛同していただける自治会等の団体。

3 実施方法



①から④の作業をおおむね1ヶ月間で行い、これを3回程度繰り返します。

【実施の流れ】

巡回(1回目)

放置されている犬のふんを発見したら、その横にイエローカードを設置します。

ふん放置者に監視していることを認識させるため、ふんは取り除かずそのままにしてください。(集計表に記入します。)



巡回日(2回目、3回目)

前回の巡回日から3日～1週間後を目安に巡回してください。

新たにふんを放置された場所には、新しいカードを設置します。

前回カードを設置した場所は、ふんの有無にかかわらず、回収日までカードをそのままにしておきます。(集計表に記入します。)

巡回日(4回目)

1～3回目の巡回日に設置したイエローカードと、ふんをすべて回収します。(集計表に記入し、集計します)

回収したふんは可燃ごみとして、ごみ回収日にお出してください。

再利用できそうなイエローカードは次回のサイクルでお使いください。



◎巡回日(1回目)～巡回日(4回目)のおおむね1ヶ月間をひとつのサイクルとし、このサイクルを3回程度繰り返します。

◎イエローカード作戦が終了しましたら、集計表を環境保全課まで提出してください。

4 イエローカードの置き方

カードは通行の妨げにならない場所に設置してください。また、私有地には許可を受けてから設置してください。

路面の状態により、貼るタイプと旗タイプのカードを使い分けてください。

地域ぐるみで取り組んでいることをアピールするため、油性のマジックペンでカードに自治会等の団体名をご記入ください。カードには、はじめから「つくば市」と印刷されていますので、市と自治会等の団体との連名となります(カードに通し番号をつけておくと、集計時などに便利です)

(1) 貼るタイプ

路面に布製ガムテープで貼り付けるなどして設置してください。

道路の中央や交通量の多いところには危険ですので設置しないでください。



(2) 旗タイプ

花壇などの舗装されていない場所に、棒を地面に差し込んで固定します。



5 支給する用具等

「イエローカード作戦」にご賛同いただいた団体等に下記の用具を支給します。

用具類	数量
イエローカード	1団体 貼るタイプ・旗タイプを併せて50枚までとする。
軍手	1団体 10双までとする
スコップ	1団体 5個までとする
ふん処理袋	1団体 30枚までとする
のぼり旗	1団体 5枚までとする

6 お申込み先

市役所環境保全課窓口または郵送にて申請を受け付けます。

申請書類一式は環境保全課窓口にて配布しております。ご希望の方には郵送することもできますので、お問い合わせください。また、市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

ボランティア保険加入に必要なため、申請書に加え活動者名簿も必ず提出をお願いいたします。

なお、用具の提供にお時間をいただく場合がございますので、申請の際は事前にお電話等でご連絡いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

〒305-8555
つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市役所生活環境部環境保全課
TEL:029-883-1111 (代) 内線4350